## 厚生労働省告示第百五十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養 (平成十八年厚生労働省告示第四百九

基 準 十五号)第一 (平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、 条 第 一号の規定に基づき、 厚生労働大臣 の定める先進医 療及び患者申出 令和元年十一 療 養並 び に )施設 月一

日から適用する。

令和元年十月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

変の診断 胃上皮性病変 七十三 プローブ型共焦点レーザー顕微内視鏡による胃上皮性病		先進医療	生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚	改 正 後
(新設)		先進医療	生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する	施できる体制を整	改 正 前

(傍線部分は改正部分)